

令和 7 年 9 月（第 3 回）定例会 産業建設委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第 84 号宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件外 7 件について、付託されました産業建設委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第 84 号から第 86 号まで、第 90 号から第 93 号の 7 件については全会一致をもって、第 96 号については賛成多数をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第 84 号宇部市農業集落排水施設条例及び宇部市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件です。

本案は、農業集落排水施設使用料及び生活排水処理施設使用料の徴収の公平化及び徴収率の向上を図るため、これらの使用料に係る延滞金の取扱いに関する規定を新設するとともに、その他所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損し、指定工事店も被災したため、復旧が遅れることとなった。このたび国からの通知を受け、災害その他の非常の場合において、市長が必要と認めるときは、他の市町村の指定を受けた指定工事店でも工事が可能になるとのことだが、県外の指定工事店でも工事が可能かただしたところ、県外市町村の指定工事店も含まれるとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 96 号公共施設等運営権の設定についてです。

本案は、西部浄化センターの公共施設等運営権を設定することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第

19条第4項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、公共施設等運営権者は選定段階で地域貢献の項目の評価が高かったとのことだが、その内容についてただしたところ、市内企業への優先発注、地元人材の雇用、地元企業の下水道技術者を対象とした研修の機会を設けるとのことでした。

次に、公共施設等運営権の存続期間が30年間と長いが、30年後に経済効果をどのように検証するかただしたところ、市が想定した金額の検証は難しいところではあるが、市の職員によるモニタリングを定期的に行い、効果を検証していきたいと考えている。モニタリングの体制は、毎月事業内容の報告、3か月に1度財務状況の提出を求める。また、有識者等を交えた委員会を設置し、年1回決算の状況が把握できるタイミングで第三者モニタリングを行う予定とのことでした。

以上のような質疑の後、本案に反対する立場から、本議案は、西部浄化センターをPFIの手法によって民間企業に運営させようというものである。令和3年5月の会計検査院の報告で、国が実施したサービス購入型のPFI事業27事業の全てについて、PFI事業のほうが、従来方式より維持管理費相当額が高額になったという報告があり、ほとんどの事業が継承されていないという実態もある。また、質疑の中でも明らかになったように、30年後の検証が全く不明確である。民間企業の利益追求のために、住民の福祉の増進という、公共施設の本来の目的を犠牲にするPFIの手法はやめるべきであるとの反対討論がなされました。

この後行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、産業建設委員会の報告を終わります。